

平成28年第2回豊頃町議会臨時会会議録

平成28年5月9日（月曜日）

◎議事日程

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		会期の決定
日程第3	承認第3号	専決処分の承認（平成27年度豊頃町一般会計補正予算（第8号））
日程第4	承認第4号	専決処分の承認（平成27年度豊頃町一般会計補正予算（第9号））
日程第5	議案第34号	平成28年度豊頃町一般会計補正予算（第1号）
日程第6	議案第35号	豊頃町税条例等の一部改正
日程第7	議案第36号	豊頃町国民健康保険税条例の一部改正
日程第8	議案第37号	工事請負契約の締結

◎出席議員（9名）

1番	中村純也君	2番	小笠原茂人君
3番	坂口尚示君	4番	相澤昌幸君
5番	岩井明君	6番	菅谷誠君
7番	大崎英樹君	8番	大谷友則君
9番	藤田博規君		

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町	長	宮口孝君							
副町	長	石田貢君							
教	育	長	菅原裕一君						
総	務	課	長	和田宏樹君					
企	画	課	長	柄崎明久君					
住	民	課	長	矢野利治君					
福	祉	課	長	岩城光洋君					
産	業	課	長	山本芳博君					
施	設	課	長	渡部邦生君					
会	計	管	理	者	佐藤孝夫君				
農	業	委	員	会	事	務	局	長	高倉明君

教育委員会教育課長	富田秀樹君
子育て支援所長	下重博光君
消防署長	佐藤則仁君

◎職務のために議場に出席した者の職氏名

事務局長	中川直幸君
庶務係長	沢崎真司君

午後 2 時 3 0 分開会

◎ 開会宣告

●藤田議長 ただいまから、平成 2 8 年第 2 回豊頃町議会臨時会を開会します。

◎ 開議宣告

●藤田議長 これから本日の会議を開きます。

◎ 行政報告

●藤田議長 次に、町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

宮口町長

●宮口町長 平成 2 8 年第 2 回豊頃町議会臨時会の行政報告を申し上げます。

初めに、平成 2 7 年度地方創生加速化交付金事業についてであります。

本事業は、国の平成 2 7 年度補正予算において地域の仕事創生に重点を置きつつ、一億総活躍社会の実現に向けた緊急対応として、地方版総合戦略に基づく各市町村の取り組みについて、先駆性を高め、レベルアップの加速化を図る観点から創設されたものであります。

これを受け、本町では、地域の担い手を育成する人材育成や地域産業の活性化と雇用対策、移住・定住の促進、結婚対策などを事業内容とする「若者の活力を活かした総合プロモーション事業」と、全国報徳研究市町村協議会加盟市町村を対象に、特産品の販路拡大や P R、新製品開発などを主な事業内容とする「報徳で繋がる自治体ネットワークを活用した互産互生拡大プロジェクト」の計画を策定し、申請したところ、2 事業とも採択されたことから、当該事業費を繰越明許費として計上する平成 2 7 年度豊頃町一般会計補正予算（第 8 号）を、3 月 2 2 日専決処分したところであります。

次に、平成 2 8 年熊本地震災害についてであります。

平成 2 8 年 4 月 1 4 日熊本県熊本地方で発生した本震災は、九州地方で初観測となる震度 7 を記録し、自然災害の脅威と被害の甚大さを痛感するに余りある未曾有な大災害となっております。

人的被害の現在の状況は、これまで約 5 0 人の方々が亡くなられ、負傷者も約 1, 5 0 0 人となっております。さらに、熊本県など周辺 4 県内に開設されている 5 9 0 箇所避難所には、約 5 万人の方々が避難をされております。

尊い命が犠牲となられました方々のご冥福をお祈りするとともに、今なお続く不自由な避難生活を送られている多くの方々にお見舞い申し上げる次第であります。

また、危険を顧みず懸命に復旧作業に携わられている方々に敬意を表するものであり、

一日も早い復旧・復興を願うものであります。

熊本地方には、本町誘致企業でありますアイシン精機株式会社関連会社のアイシン九州株式会社やアイシン精機株式会社とのご縁により交流を深めていた旧城南町（現在の熊本市）があり、震災によりアイシン九州では操業停止状態が続いており、旧城南町では多くの方々が、避難を余儀なくされております。

アイシン精機株式会社及び旧城南町には、平成15年十勝沖地震や平成23年東日本大震災により本町が被災した際、物心両面にわたり多大な支援をいただいたところであり、アイシン精機株式会社及び旧城南町の被災者への生活支援や復興支援に役立てていただくため、今般、平成28年度豊頃町一般会計補正予算（第1号）に災害見舞金を計上し、提案させていただいたところであります。

以上、行政報告を終わります。

●藤田議長 これで、行政報告は終わりました。

◎ 会議録署名議員の指名

●藤田議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、1番中村純也議員及び2番小笠原茂人議員を指名します。

◎ 会期の決定

●藤田議長 日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（異議なし）

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日1日に決定しました。

◎ 承認第3号

●藤田議長 日程第3 承認第3号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本件について、提出理由の説明を求めます。

和田総務課長。

●和田総務課長 承認第3号専決処分の承認を求めることについて説明します。

議案書23ページをごらんください。

本案は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成28年3月22日、平成27年度豊頃町一般会計補正予算（第8号）を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものであります。

平成27年度一般会計補正予算書（第8号）の1ページをごらんください。

第1条、歳入歳出予算の補正は、国の事業採択に伴い、平成27年度繰越明許費にかかる事業について補正予算を計上するものであり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,300万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ45億4,484万4,000円と定めるものであります。

補正の主な内容につきまして、歳入歳出事項別明細書により説明します。

10ページをお開き願います。歳出について説明をいたします。

2款総務費、1項総務管理費において、繰越明許費として、地方創生加速化交付金事業に2,300万円を追加するものであります。

次に、歳入につきましては、8ページをお開き願います。

9款地方交付税に、普通交付税165万6,000円を、13款国庫支出金に、繰越明許費として、地方創生加速化交付金2,134万4,000円をそれぞれ追加するものであります。

次に、第2条繰越明許費の補正は、4ページの第2表繰越明許費補正をごらん願います。

2款総務費、1項総務管理費において、地方創生加速化交付金事業に2,300万円を追加し、7,292万3,000円を翌年度に繰り越し、執行するものであります。

以上でありますので、よろしく御承認くださるようお願いいたします。

●藤田議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（討論なし）

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから承認第3号を採決します。

お諮りします。

本件は、これを承認することに御異議ありませんか。

（異議なし）

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、承認第3号は承認することに決定しました。

◎ 承認第4号

●藤田議長 日程第4 承認第4号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本件について、提出理由の説明を求めます。

和田総務課長。

●和田総務課長 承認第4号専決処分の承認を求めることについて説明します。

議案書25ページをごらんください。

本案は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成28年3月30日、平成27年度豊頃町一般会計補正予算（第9号）を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものであります。

一般会計補正予算書（第9号）の1ページをごらんください。

第1条、歳入歳出予算の補正は、地方譲与税、利子割交付金他、歳入各款の額がおおむね確定したため、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,888万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ46億7,372万6,000円と定めるものであります。

補正の主な内容につきましては、歳入歳出事項別明細書により説明いたします。

8ページをお開き願います。歳入から説明いたします。

2款地方譲与税、1項自動車重量譲与税に541万1,000円を、2項地方揮発油譲与税に89万9,000円をそれぞれ追加。

3款利子割交付金から12万7,000円を減額。

4款配当割交付金に37万9,000円を、5款株式等譲渡所得割交付金に68万5,000円を、6款地方消費税交付金に1,870万4,000円をそれぞれ追加。

10ページ、7款自動車取得税交付金に239万2,000円を追加。

8款地方特例交付金から1万円を減額。

9款地方交付税に普通交付税及び特別交付税合わせて1億330万7,000円を追加。

10款交通安全対策特別交付金に11万6,000円を追加。

11款分担金及び負担金から90万4,000円を減額。

16款寄附金に13万円を追加。

12ページ、20款町債から210万円を減額するものであります。

次に、歳出につきましては、14ページをお開き願います。

2款総務費に、基金積立金1億3,013万円を追加。

5款農林水産業費から124万8,000円を減額するものであります。
次に、第2条の地方債の補正は、4ページ、第2表地方債補正をごらんください。
公共事業等債において、210万円を減額し、地方債限度額の総額を4億8,608万4,000円と改め、定めるものであります。
以上でありますので、よろしく御承認くださるようお願いいたします。

- 藤田議長 これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

- 藤田議長 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

(討 論 な し)

- 藤田議長 討論なしと認めます。
これから承認第4号を採決します。
お諮りします。
本件は、これを承認することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

- 藤田議長 異議なしと認めます。
したがって、承認第4号は承認することに決定しました。

◎ 議案第34号

- 藤田議長 日程第5 議案第34号平成28年度豊頃町一般会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

和田総務課長。

- 和田総務課長 議案第34号平成28年度豊頃町一般会計補正予算(第1号)について、説明いたします。

一般会計補正予算書(第1号)の1ページをごらんください。

第1条、歳入歳出予算の補正は、平成28年4月14日発生 of 平成28年熊本地震で被災したアイシン精機及び旧城南町、現熊本市であります、に対し、災害見舞金を寄附することとし、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ150万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ48億1,463万1,000円と定めるものであります。

補正の主な内容につきましては、歳入歳出事項別明細書により説明します。

10ページ、歳出から説明いたします。

8款消防費において、災害見舞金として150万円を追加するものであります。
次に、8ページ、歳入について説明いたします。

9款地方交付税に、普通交付税150万円を追加するものであります。

以上でありますので、よろしく御審議願います。

●藤田議長 これから質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

8ページをお開きください。9款地方交付税。

(質疑なし)

●藤田議長 次に、歳出については項ごとに質疑を受けます。

10ページをお開きください。8款消防費、2項災害対策費。

(質疑なし)

●藤田議長 それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから議案第34号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なし)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって議案第34号は原案のとおり可決されました。

◎議案第35号

●藤田議長 日程第6 議案第35号豊頃町税条例等の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

矢野住民課長。

●矢野住民課長 議案第35号豊頃町税条例等の一部改正についてご説明申し上げます。

本案は、別紙議案説明書により説明いたします。議案説明書の1ページをお開きく

ださい。

初めに、改正の主旨であります。本案は、平成28年度税制改正において、地方創生の推進、税源の偏在性の是正などの観点から地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）等が平成28年3月31日に公布されたことに伴い、本町の税条例等の一部改正を行うものであります。

次に、主な改正内容について適用期日順にご説明いたします。

まず、附則第10条の2の改正は、固定資産税の課税標準額の特例に関するものであります。改正内容は、一定の認定発電設備に係る固定資産税の課税標準額の特例措置を定めたものであります。（1）として、太陽光及び風力発電装置については、価格の3分の2を課税標準、（2）として、水力、地熱及びバイオマス発電装置につきましては、価格の2分の1を課税標準とするものであります。適用期日は、平成28年4月1日であります。

次に、第19条、第43条、第48条及び第50条の改正は、増額更正等により納付すべき税額に係る延滞税に関するものであります。改正内容につきましては、申告をした後に減額更正がされ、その後さらに増額更正等があった場合における延滞税について、その申告による納付日から増額更正等までの期間は延滞税を課さないこととされたことに伴う関係規定の整備を行うものであります。適用期日は、平成29年1月1日であります。

次に、第34条の4の改正は、法人町民税の法人税割の税率に関するものであります。改正内容につきましては、法人税割の税率を100分の12.1から100分の8.4に引下げるものであります。なお、税率の引下げ分相当について、地方法人税（国税）の税率を上げるものであります。適用期日は、平成29年4月1日であります。

次に、第18条の3、第80条、第81条及び第81条の2の改正は、軽自動車税の課税に関するものであります。改正内容につきましては、3輪以上の軽自動車に対して、新たに環境性能割を課税するとともに、現行の軽自動車に対する課税を種別割と規定することに伴う関係規定の整備を行うものであります。適用期日は、平成29年4月1日であります。

次に、第81条の3から第81条の8、附則第15条の2から第15条の6の改正は、軽自動車税の環境性能割の税率等に関するものであります。改正内容につきましては、環境性能割の課税標準、税率、徴収の方法等について規定したものであります。

（1）、課税標準については、車両の取得価格とすること。（2）、税率については、燃費基準値達成度に応じて0.5%から2%とすること。（3）、徴収の方法は、取得時における申告納付とするものであります。

2 ページ目に行きまして、附則第 16 条の改正は、軽自動車税の税率の特例等に関するものであります。改正内容につきましては、軽自動車税のグリーン化特例、一定の環境性能を有する軽自動車に対して、税率を引下げる特例措置であります。これを 1 年間延長し、平成 29 年度課税分までとするものであります。適用期日は、平成 29 年 4 月 1 日であります。

次に、附則第 6 条の改正であります。個人町民税に係る医療費控除の特例に関するものであります。改正内容については、平成 30 年度から平成 34 年度までの個人町民税に限り、特定の市販医薬品を購入した場合、健康診査の実施等により疾病の予防に取り組んでいるときは、8 万 8,000 円を上限に総所得金額等から控除できる医療費控除の特例を設けるものであります。適用期日は、平成 30 年 1 月 1 日であります。

なお、附則といたしまして、第 1 条には施行期日を、第 2 条には町民税に関する経過措置を、第 3 条には固定資産税に関する経過措置を、第 4 条には軽自動車税に関する経過措置を規定しておりますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

7 番大崎議員。

●7 番大崎議員 参考的にちょっとお聞きしたいんですが、主な改正内容の中の特例措置でですね、(1)、(2)とあって、(1)が太陽光及び風力発電装置、(2)として水力、地熱、バイオマスがあります。本町においては、(1)の太陽光発電装置が何箇所かありますが、現状からみると、これらの改正によってどのような状況になるのかというところを、ちょっとお聞かせいただけますか。

●藤田議長 答弁、矢野住民課長。

●矢野住民課長 太陽光発電の特例措置ですが、事業用につきましてはすべて該当になると。あと、家庭で太陽光発電装置を、パネルを屋根とかに付けている場合があると思うんですが、それにつきましては、10 キロワット未満の出力の装置につきましては、非課税ということになっています。

以上です。

●藤田議長 7 番大崎議員。

●7 番大崎議員 今のですね、説明では、事業用とそれから一般家庭用という風に種類が違うわけですが、これによって、固定資産税というものが課税されるその課税標準額の特例として設けるわけですね。現状からどういうふうに特例として措置されているのか。ということは、ちょっと理解、私が勉強不足なのですが、価格の 3 分の

2、価格の2分の1というのは、何を、装置ということであつたわけですが、そのことがもう少し明確に説明していただきたいなど。

●藤田議長 答弁、矢野住民課長。

●矢野住民課長 価格というのは、評価額のことです。例えば、1,000万円で取得したとすると、最初の年は1,000万円。次の年は、当然、減価償却されますので、減価償却された後の価格が評価額になって、その3分の2が課税標準。この課税標準に1.4%が固定資産税としてかかる。そんな形になっています。

●藤田議長 7番大崎議員。

●7番大崎議員 特にですね、事業用の太陽光発電については、直近としては昨年度から稼働されています。したがって、事業用についての特例措置ではなくて既定の税制でいきますと、減免措置というのは何年行われていますか。

●藤田議長 答弁、矢野住民課長。

●矢野住民課長 減免措置は、最初の年から3年間です。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから議案第35号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって議案第35号は原案のとおり可決されました。

◎議案第36号

●藤田議長 日程第7 議案第36号豊頃町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

矢野住民課長。

●矢野住民課長 議案第36号豊頃町国民健康保険税条例の一部改正について御説明申し上げます。

こちらにつきましても、議案説明書3ページ、説明第2号により説明いたします。

初めに、改正の趣旨であります。本案につきましては、平成28年度税制改正において、国民健康保険制度における被保険者間の保険税負担の公平の確保及び中・低所得層の保険税負担の軽減を図るため、地方税法施行令の一部を改正する政令が平成28年3月31日に公布されたことに伴い、本町の国民健康保険税条例の一部改正を行うものであります。

次に、主な改正内容であります。第2条第2項、第3項及び第23条の改正につきましては、課税限度額に関するものであります。改正内容としては、保険税負担の公平を図る観点から、課税限度額を次のとおり改めるものであります。(1)、基礎課税額を現行の52万円から54万円に、(2)、後期高齢者支援金等課税額を現行の17万円から19万円にそれぞれ上げるものであります。適用期日は、平成28年4月1日であります。

次に、第23条第2号及び第3号の改正は、軽減判定基準に関するものであります。改正内容としては、中・低所得層の軽減対象世帯を拡大するため、軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を次のとおり改めるものであります。(1)、5割軽減対象世帯につきましては、現行26万円を26万5,000円に、(2)、2割軽減対象世帯につきましては、現行47万円を48万円に引き上げるものであります。適用期日は、平成28年4月1日であります。

なお、附則といたしまして、第1条には施行期日を、第2条には適用区分を規定しております。

また、本改正案は、本年2月22日開催の豊頃町国民健康保険運営協議会に諮問し、同日改正案どおりに実施するよう答申されておりますことを報告させていただきます。

以上でありますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから議案第36号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

◎議案第37号

- 藤田議長 日程第8 議案第37号工事請負契約の締結についてを議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。

渡部施設課長。

- 渡部施設課長 議案書21ページをお開き願います。
議案第37号工事請負契約の締結について御説明いたします。

このたび、葬斎場建設工事の請負契約を締結することについて、豊頃町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、予定価格が5,000万円以上であることから、議会の議決を求めるものであります。

- 1、工事名、葬斎場建設工事。
- 2、契約の方法、指名競争入札であり、4月27日に実施しております。
- 3、契約の金額、1億1,448万円、うち消費税等相当額848万円。
- 4、契約の相手方、帯広市西6条南6丁目4番地、株式会社ネクサス、代表取締役社長曾根一。

以上でありますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

- 藤田議長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

- 藤田議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

(討 論 な し)

- 藤田議長 討論なしと認めます。

これから議案第37号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

- 藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

◎ 閉議宣告

- 藤田議長 これで本日の日程は、すべて終了しました。
会議を閉じます。

◎ 閉会宣告

●藤田議長 これです平成28年第2回豊頃町議会臨時会を閉会します。

午後3時08分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名します。

議 長

署名議員

署名議員